

松原市立松原第五中学校

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

1. 基本方針

1. 基本理念と学校教育目標

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、①「自分を大切にし、仲間とともにのびる五中生」②「人権を大切にし、生き方を見つめる五中生」③「地域を大切にし、未来を創る五中生」という、3つの大切、3つの目標を教育目標としており、そのために「集団づくり」「人権教育」を重点において取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義：

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめ防止等の対策のための組織（校内調査組織と兼ねることも可）

①組織名〔いじめ対策委員会〕

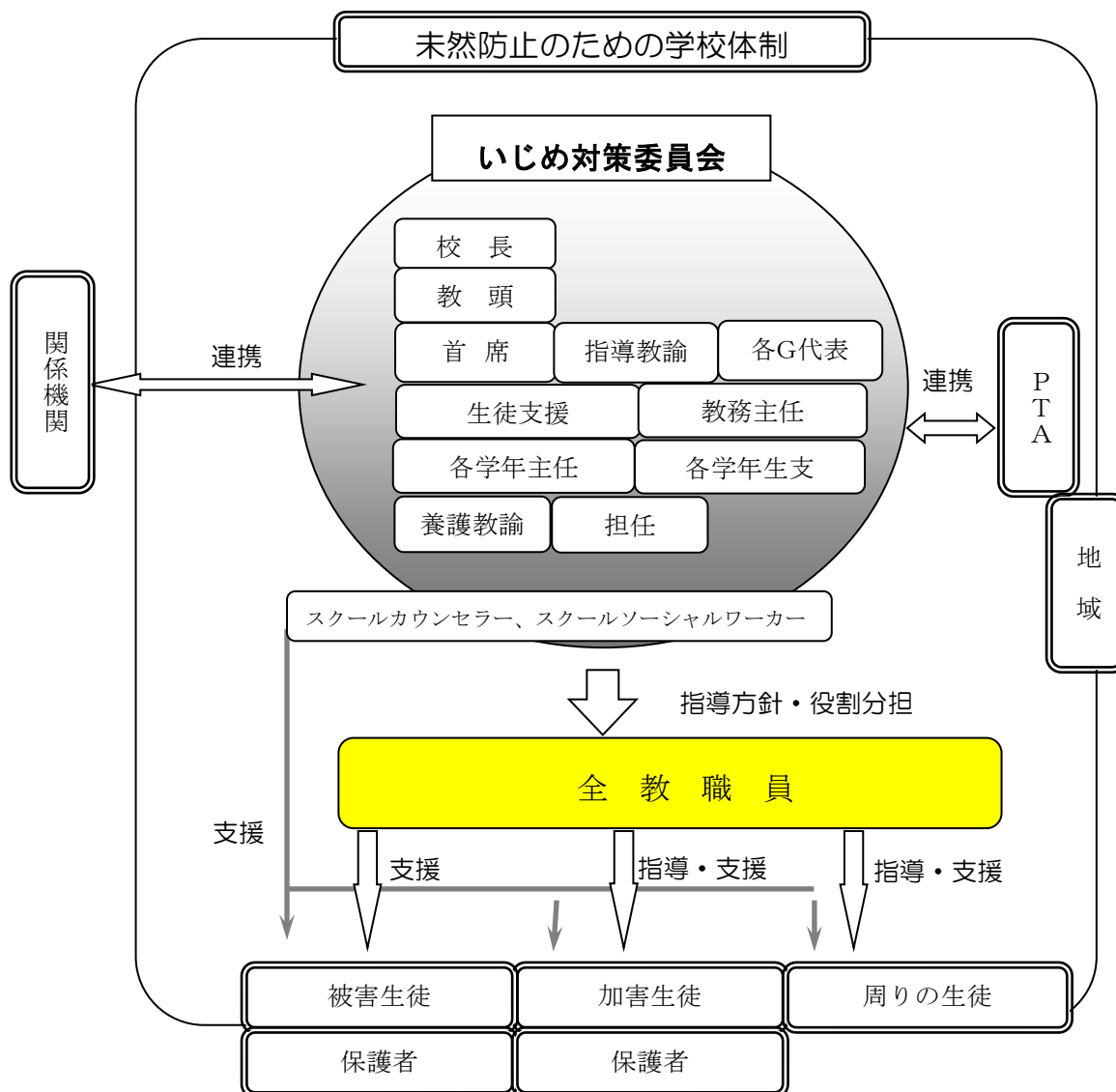
②構成員

校長、教頭、首席、生徒支援グループ代表、学習活動グループ代表、支援教育コーディネーター、生徒支援、教務主任、各学年主任、各学年生指、養護教諭、担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

③組織の役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組みの有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

④組織図及び指導体制：相談窓口の担当者（養護教諭）（生徒指導）



⑤ 取組み状況の把握と検証

生指連絡会、学年会議、職員会議等で情報交換及びケースの検証を行う。いじめ対策委員会を適宜開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。また、学校いじめ防止基本方針及びいじめ防止の取組みの評価、検証（PDCAサイクル）も行う。

3. いじめ防止及びいじめ認知後の対応

(1) いじめ防止に関する基本的な考え方

- * いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象にした、いじめに向かわせないための未然防止に全教職員で取組む必要がある。
 - ・ 学校教育活動全般を通じて取組む。
 - ・ わかる授業づくり及び授業改善の推進に努める。
- * 生徒間及び生徒と教師の信頼ある人間関係づくりに努める。
 - ・ お互いが人権を尊重した集団としての質を高めること。
 - ・ 学校、学級において人権尊重が徹底し、安心安全な居場所となっていること。
- * 人間関係を築くためのプログラム、道徳、特活等の取組みに努める。
 - ・ 生徒の自己有用感、自己肯定感を育む取組み（家庭、地域の連携も視野に）の計画。

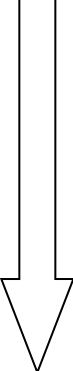
(2) 未然防止、早期発見のための取組み

- * いじめは教職員や大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見されにくいものであることを認識し、子どもの小さな変化や信号を敏感に察知し見逃さないように努める。
- * 日頃から教職員と生徒の好ましい人間関係の構築に努め、班日誌、班ノート、自主学習ノート、班長会議などを活用して個々の生徒のていねいな内面把握に取組む。また、これらの情報については、教職員全体で共有化を図る。生徒の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- * いじめの認知に向けたアンケートを定期的実施する。また、教育相談（二者懇談）も定期的実施し、生徒が日頃からいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取組む。
- * 社会性測定用尺度のデータの分析結果をもとにした成長を促す指導を推進する。
- * 学校行事や地域のフェスタなどを通して自己肯定感・自己有用感を育てる取組みを強化すると同時に、集団づくりを進め、委員会活動や合同班長会議、学年生徒会、生徒会活動などを積極的に行っていく。
- * 生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに対して相談できる体制を整備する。

(3) いじめ認知後における早期対応の取組み (大阪府いじめ対応マニュアル参照)

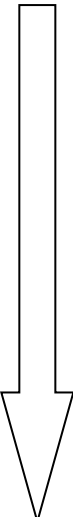
1 基本的な対応

(1) 認知

- 
- * 発見した教員がその場で毅然とやめさせ、事情を聞く。(やめない場合は応援を求め、複数の教師で止める。) →担任・学年生指・K S C・人担等に連絡→管理職に連絡。
 - * 被害生徒の保護…別の場所へ移すなどの対応をとり、動揺を鎮める。その上で必要に応じて家庭連絡の上、家まで送り、保護者に事情を説明。以後の学校の取組みに対して了解を得る。また、「いじめ」を知らせた生徒に対しての配慮も忘れないようにする。

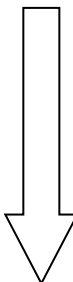
* 周囲へ…その行為が周囲の生徒に与えた影響も十分に把握する。

(2) 事実確認


- 
- * 当事者双方、周囲の生徒からの聞き取り。
 - ① 「被害者」の子どもとの懇談・・・ゆっくり丁寧に事情を聞き、教員が寄り添う。
 - ・ いじめていたメンバー、状況、期間などを詳しく聞き出す。
 - ・ 悩みなど、共感を持って聞く←「たいしたことがないから、頑張ったら」などという突き放した言い方は禁句。
 - ② 「加害者」の子どもへの指導→いじめは絶対許さないという毅然とした姿勢で臨む。
 - ・ 状況、期間、人数などを詳しく聞き出す→①の内容と一致をはかる
 - ・ なぜ、いじめになるまでにいたったのかを聞き出す

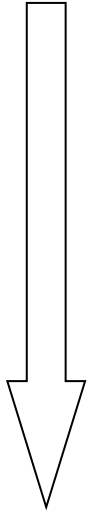
* 聞き取った内容の整理。

(3) 指導体制・対応方針の確認

- 
- * いじめ対策委員会の招集。
 - * 情報の共有。
 - * 体制、方針の決定。
 - * 専門機関、関係諸機関との連携。
 - * 情報の取り扱い (市教委への報告・保護者、地域への説明)。

(4) 対応 (大阪府「いじめ対応マニュアル」参照)

- 
- * 被害生徒への対応、支援。
 - ・ 今後の学校生活についての励ましを継続的に行い、寄り添ってくれているという安心感を持たせる。
 - ・ 以後、同じようなことが起これば必ず連絡するように働きかける。



- *加害生徒への対応、支援。
 - ・いじめは、いかなる理由があっても許されない卑劣な行為であることを認識させる。
 - ・今後の学校生活について、建設的な約束をする。
 - ・謝罪と今後の約束の一致→「被害者」に安心感を与えるポイント。
- *学級等全体への指導→学級集団づくり等
- *双方保護者との連携。(家庭訪問、必要に応じて来校願う)
 - ・被害生徒の保護者へ→状況を丁寧に説明する。今後の変化があればすぐに学校に連絡をいただく確認をする。学校・学年・クラスとして「子どもを守る」という姿勢をはっきりと打ち出す。
 - ・加害生徒の保護者へ→状況を説明する。「いじめ」の認識を明確に持ってもらう。謝罪の要請。

(5) 事後・継続指導 (大阪府「いじめ対応マニュアル」参照)

〔短期〕

- *指導の継続。
- *カウンセラーの活用など心のケア。(被害生徒・加害生徒とも)
- *保護者との連携。
- *教職員全体で事実とこれまでの取組みの確認、分析についての周知徹底を図る。
- *関係生徒にその他のさまざまな「いじめ」事象に関する正しい知識や認識を育成し、解決に向けた態度を形成する。
- *当該者の人間関係が調整、修復されるようにケアしていく。
- *学校全体の取組みの点検 (これまでの人権教育、集団づくりの見直し)
 - 必要な課題と取組みの方向性について教職員間での共通理解を図る。

〔中・長期〕

- *校内研修等→教職員自身が自らの課題としてとらえることができるような研修内容となっているか点検する。
- *再発防止に向けた人権尊重の理念に立った学級経営と生徒指導の推進。
 - ・クラスミーティング等子どもの主体的な活動の推進による絆づくり

2 緊急・重篤な事案への対応

(1) いじめの内容が明らかな犯罪行為と認められた場合

上記1の「基本的な対応」に準ずる。ただし、「いじめ」行為の中に、暴行、恐喝などの犯罪行為が含まれるなど、「緊急・重篤な事案」と認められた場合には、速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。

また、事案によっては、学年及び学校の全ての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、プライバシーの保護の観点を考慮した上で、全保護者への説明の機会を持つことも検討する。

(2) 重大ないじめとは；

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

3 ネット上のいじめへの対応

(1) 1の「基本的な対応」に以下を加える。

*関係生徒への削除要請。

*携帯会社またはHPやブログ管理者への削除要請。

*関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

*保護者への携帯使用についての啓発、使い方に関するルールづくりの要請。

(2) 未然防止の取り組み

*情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

→携帯会社による「携帯安全教室」等の計画。

→少年サポートセンターからの携帯使用における具体的な事例の紹介。

※上記(1)～(2)の対応で困った場合は、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用することも検討する。(大阪府「いじめ対応マニュアル」参照)

4. いじめ防止等に係る年間指導計画（別添）

5. その他

*必要に応じて、「オープンスクール」の計画を検討する。